

「法人連携協定による職員派遣等支援協力金」支給の考え方(質問及び回答)

| No. | 項目 | | 質問 | 回答 |
|-----|-----|-------------|--|--|
| 1 | 第1条 | 目的 | 新型コロナウイルス感染症等による緊急時に備え法人間で連携して研修をしたり応援派遣した場合に協力金の支給するものであるが、事業実施の目的はなにか。 | 市内の高齢者施設等が新型コロナウイルス感染症等により当該施設等に勤務する職員が一時的に不足しサービス提供ができなくなった場合に備え、緊急時のサービス提供体制がとれるよう複数の法人であらかじめ応援に関する協定を締結し、連携する法人間で応援職員が派遣される体制を構築することで、利用者へのサービス継続を支援することを図るものです。 |
| 2 | 第2条 | 協力金 支給内容 | 職員受入準備金とはどのようなものか。 | 実際に研修を実施した場合に、研修を受け入れた施設(法人)に支払うものです。 |
| 3 | | | 職員派遣協力金とはどのようなものか。 | 協定施設からの派遣要請に基づき、職員を派遣した施設(法人)に支払うものです。 |
| 4 | | | 協力金の支給に必要な要件はなにか。 | 法人間で以下の内容を満たす協定を結ぶことです。 ・職員受入準備事業を相互に行うこと ・緊急時に応援職員を派遣すること |
| 5 | | | 職員受入準備金の具体的な考え方はどのようなものか。 | 実際に研修を実施した場合に、研修を受け入れた施設に支払うものです。受け入れ1法人あたりの上限は48,000円(24時間分)です。 |
| 6 | | | 職員派遣協力金の具体的な考え方はどのようなものか。 | 協定施設からの派遣要請に基づき、職員1名を派遣した場合に1日につき10,000円を支給します。ただし、1回の派遣につき5日を上限とします。 |
| 7 | | | 職員派遣協力金の1日の従事時間の下限はあるか。 | 一人が1日につき5時間以上派遣業務に従事することで1日とカウントします。 |
| 8 | | | 職員派遣協力金について、1回の従事日数の上限が5日とされているが、5日は連続でないといけないうか。 | 連続している必要はありませんが、各施設等で作成している受援計画に基づいて派遣依頼期間を設けて依頼されることを想定しています。週休日など実際に派遣していない日は1日にカウントしません。 例)1/11～17まで以下のように派遣した場合、5日とカウントします。 11 12 13 14 15 16 17 派遣 派遣 派遣 公休 公休 派遣 派遣 |
| 9 | | | 職員派遣協力金について、1回とどのように考えればいいのか。 | 施設からの派遣依頼を回数単位とします。 |
| 10 | | | 協定を結ぶ法人に制限はあるか。 | 特に設けていませんが、法人代表者が同一であるなど、実質的に同一法人とみなす場合には協力金を支給しないことがあります。 |
| 11 | | | 研修の時間数はなにか制限はあるか。 | 1回の時間数は定めていませんが、年度内(1年間)に3回、1回8時間の実施を想定しています。 |
| 12 | | | 応援要請に対して派遣する職員は、研修を受けた職員でなければならぬか。 | 施設の状況等を鑑みて研修を受けた職員でなくても構いませんが、協定の趣旨から原則的には研修を受けた職員を派遣することを想定しています。 |
| 13 | | | 協力金の支給対象となる施設に制限はあるか。 | 施設所在地が豊中市内であることを要件とします。 |
| 14 | | | 職員派遣協力金の対象と認められる応援業務に制限はあるか。 | 業務に制限はありませんが、各施設で策定した受援計画に基づき、その中で法人からの応援による業務に従事することを想定しています。 |
| 15 | | | 協定を結ぶ施設の種別は異なってもいいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 16 | | | 応援の理由は新型コロナウイルス感染症に限定するののか。 | 本協力金の支払いにかかる事由は新型コロナウイルス感染症に限りません。 |

| No. | 項目 | | 質問 | 回答 |
|-----|-----|-------------|--|---|
| 17 | | | 施設等で感染症が発生した事実はどのように確認するか。 | 法人間での依頼は本協力の金の申込の際に確認します。 また、市電子申込システムで施設における新型コロナウイルス感染症の発生報告を受けていることから、その報告のあった施設を対象とする予定です。 |
| 18 | | | 研修を受けた証明書類は必要か。 | 法人が実施した報告書を添付していただきます。 |
| 19 | | | 研修を実施しない状況で応援派遣協力は支給できないのか。 | 受け入れに当たり研修を行っていることが望ましいですが、緊急の場合など必ずしも研修を要件としません。 |
| 20 | | | 感染流行期に施設のクラスターが多発している場合は応援は困難ではないのか。 | 短期間・短時間でも助け合ってもらえたらと思っています。 |
| 21 | 第3条 | 支給対象事業所 | 協力の金の支給対象としている事業所について、対象についての考え方はどのようなものか。 | 入所・居住施設を対象としています。 |
| 22 | 第4条 | 申込者 | 法人で申し込みを受けるのか。 | 施設等の管理者ではなく、法人代表者から申し込みをお願いします。 |
| 23 | 第5条 | 協力の金の支給の申込等 | 法人で複数施設を所管しており、それぞれで研修もしくは応援派遣を行った場合、施設ごとに協力の金の申込が必要か。 | 施設ごとに明細を作成したものを法人単位で取りまとめて申込をお願いします。 |
| 24 | | | 協力の金の申込期限はいつまでか。 | 協力的行為の終了日の翌日から起算して30日以内または事業実施年度の3月31日のいずれか早い日です |
| 25 | | | 支給は研修1回ごとに行っているのか。 | 年度内の研修が全て終わった後に申し込みをお願いいたします。 |
| 26 | 第6条 | 協力の金の支給の決定等 | 協力の金の支給の方法はどのようになるか。 | 協力的金の支給の決定及び額の確定後、30日以内に協力的金請求書に記載の口座名義に支払いをします。支払方法は口座振込のみになります。 |
| 27 | | | 複数回、協力的金支給申込・請求を行った場合の支払はどのようになるか。 | 1回の交付申込・請求の単位での支払になります。 |
| 28 | その他 | その他 | 豊中市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業補助金の該当項目を請求する場合、本協力的金は請求できないのか。 | 本事業は補助金ではなく、協力的金であるため別に請求できます。 |